

2014年11月24日

経済産業大臣
宮沢 洋 一 様

生活協同組合パルシステム山梨 理事長 白川恵子

一部電力会社の系統連系「回答保留」に対する意見

私達、生活協同組合パルシステム山梨は、登録45,000名を超える組合員により、事業・運動を展開する生活協同組合です。地球温暖化防止や資源循環型の取り組みを行い、再生可能エネルギーについても施設への太陽光発電設置などエコオフィス化を進めてきました。またそれらを広く、地域・組合員さんに向け、啓発・PRし、その意義をご理解いただけてきました。またパルシステムグループとして2012年より、エネルギー消費を「減らす」、原子力発電を「止める」、再生可能エネルギーに「切り替える」の実現を目指した「パルシステムのエネルギー政策」を展開してまいりました。

私たちは山梨県が掲げる地球温暖化対策「CO₂ゼロやまなし」に賛同し、エネルギーの地産地消に向けた取り組みを志向するとともに、国内産地との産直のつながりを活かした、再生可能エネルギーの開発・活用にも取り組んでいます。この度の北海道電力、東北電力、四国電力、九州電力、沖縄電力から相次いで出された再生可能エネルギー連系接続申込みに対する「回答の保留」は、私どもの取り組み・姿勢のみならず、国のエネルギー政策基本計画に反するものと考え、以下の通り、この状況の説明と建設的な対応策を求めます。

1. 電力会社および国の十分な説明責任を求めます。

自然エネルギー接続申込みへの「回答保留」などの措置を表明した各電力会社は、必要十分なデータの公表もないまま、地域と事業者に多大な影響を与える措置を突如開始しました。十分な説明責任を果たしているとは言えません。

一方、国は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、円滑な接続のために必要な場合には、電気事業者に対し指導及び助言をできる立場にあります。国は、今回の電力会社の措置を事前に承知していたのか、どのような対応をしてきたのか、国民に対する明確な説明を求めます。

2. 固定価格買取制度の継続を前提に、国はリーダーシップを発揮してください。

国と電力会社が、再生可能エネルギーを積極的に活用する準備を怠ってきたことにこそ、今回の原因があります。固定価格買取制度（FIT）の継続を前提に、「系統ワーキンググループ」の検討は公開で行い、海外の先進的な取り組みをしている国や地域の専門家の意見を直接聞くなど、電力会社の狭い利益にとらわれない議論が行われるよう、国のリーダーシップの発揮を求めます。

3. 地域主導の自立分散型ネットワークによる、再生可能エネルギー推進に取り組んでください。

現在、日本の電力供給の大半は、海外から輸入する化石燃料に依存しており、日本経済やエネルギー安全保障を不安定にさせる懸念があります。東日本大震災では、災害時における大規模集中の電力システムの脆弱さを露呈し、自立分散型ネットワークの電力システムへの転換が強く求められています。こうした状況を踏まえれば、地域主導の自立分散型ネットワークに適した再生可能エネルギーを推進することは、必要不可欠な重要課題です。今回の事態は、適切なインフラ等環境整備が行われれば、再生可能エネルギーが基幹電源のひとつになるポテンシャルが十分にあることを示したものであり、その実現のために、以下の取り組みの実施を求めます。

(1) 先進事例に学び、再生可能エネルギーを積極活用できる体制を確立する

再生可能エネルギーを基幹電源のひとつとして積極活用してきた欧米の先進事例に学び、再生可能エネルギーを積極活用できる体制を早急に確立することを求めます。

(2) 再生可能エネルギー活用の準備と情報公開を直ちに進める

今回の再生可能エネルギー活用準備の遅れを教訓として、電力系統の運用を電力会社まかせではなく、国や広域的運用推進機関、独立的な規制機関が関与する仕組みづくりを急ぎ、随時情報公開を求めます。

(3) 地域主導の再生可能エネルギー発電の優先とバランスを配慮する

今回の事態は、系統接続の重要性を浮き彫りにしただけでなく、電力系統の運用の優先順位や再生可能エネルギー発電方法のバランスの重要性も改めて明らかにしました。地域社会の合意形成と共に、より地域の利益になるような電力開発を目指すことが重要です。地域主導の再生可能エネルギー発電の優先配慮を求めます。

再生可能エネルギー発電方法のバランスについては、バイオマス、地熱、小水力発電については、気象影響が少なく、24時間365日発電可能な安定電源であり、地域の農林漁業やその6次産業化、温泉等の観光資源の活性化等の地域経済効果も期待されています。しかし、地域の合意形成、環境影響評価、資源循環のしくみづくりに数年が必要という点への配慮を求めます。

(4) 地域限定での系統制約の費用負担方法の見直しをする

電力会社の持つ送変電設備の増強・新設の費用を「原因者負担の原則」に沿って再生可能エネルギー事業者に求めています。そのことが再生エネルギー事業への自由な参入を阻害してしまうことにつながっています。道路と同様な「公共的な資本」である送変電設備は、本来、その利用者全体が負担すべきで、欧州もそうした原則に基づいて送電事業者が負担しています。高額で公共的な連系負担金については、送電部門の総括原価に上乗せして、送変電システムの利用者全体が公平に負担するように見直すことを求めます。

以上